

# 生駒市土砂等による 土地の埋立て等の規制に関する条例

平成28年10月1日施行

## 条例の制定背景・目的

本市では埋立て等について必要な規制を行うことによって、良好な自然環境や生活環境を保全するとともに、土壌汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止することによって、市民生活の安全を確保することを目的としてこの条例を制定しました。

## 土壌安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止(第6条～第8条)

何人も、土壌安全基準に適合しない土砂等を使用し埋立て等を行えません。

**土壌安全基準とは**  
埋立て等に使用される土砂等の汚染状態に係る基準で、国が定めた「土壌の汚染に係る環境基準」に準じています。

市は、土壌安全基準に適合しない埋立て等を確認した場合は、埋立て行為者等に以下の命令を行い、土壌汚染・水質汚濁を防止します。


### 埋立て行為者

- ・ 中止
- ・ 土砂等の撤去
- ・ 土壌調査
- ・ 土壌汚染、水質汚濁防止措置

### 埋立て委託者

- ・ 埋立て者に中止させる
  - ・ 土壌汚染、水質汚濁防止措置
- 

### 土地所有者等

- ・ 土砂等の撤去
  - ・ 土壌調査
  - ・ 土壌汚染、水質汚濁防止措置
- 

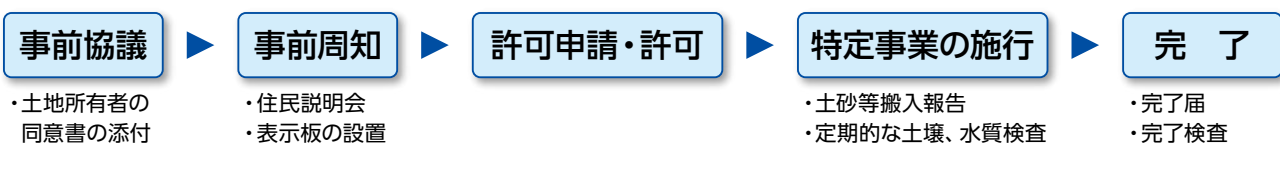
## 特定事業 (=許可申請が必要な埋立て等)

埋立て等が次の①～③のいずれかに該当する場合は、市長の許可が必要です。

- ① 事業区域の面積が500平方メートル以上の埋立て等
- ② 当該事業区域と一団と認められる区域で、着手する日前3年以内に埋立て等が行われ、面積の合計が500平方メートル以上となるもの
- ③ 埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面の最大の垂直距離が1メートル以上となり、かつ、土砂等の量が500立方メートル以上となるもの

※ 都市計画法や宅地造成等規制法などの他法令の許可等を受けた埋立て等や、公共団体等が行う埋立て等については、許可が不要となる場合がありますので、詳細は環境保全課までお問い合わせください。

## 特定事業の流れ



**事前協議**

- ・ 土地所有者の同意書の添付

**事前周知**

- ・ 住民説明会
- ・ 表示板の設置

**許可申請・許可**

**特定事業の施行**

- ・ 土砂等搬入報告
- ・ 定期的な土壌、水質検査

**完了**

- ・ 完了届
- ・ 完了検査



## 土地所有者に求められること

### 土地所有者等の責務 (第4条)

土地所有者等は、その所有地において埋立て等によって土壌汚染や、土砂の崩落等による災害が発生しないようにしなければなりません。

また、土壌汚染や災害が発生した際には、市や関係機関に通報し、埋立て等を行なう者に中止を求め原状回復させるなど、必要な措置を講じなければなりません。

### 特定事業に同意する土地所有者等の義務 (第32条)

特定事業に同意した土地所有者等には、第4条の責務に加え、下記の具体的な義務が課されます。これらのことを十分理解し、特定事業に同意するようにしましょう。

特定事業に同意しようとする土地所有者等は、特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえ、許可申請の内容について確認し、同意しなければなりません。

また、特定事業の施行期間中は、その施行状況を毎月1回以上、同意した内容に反していないか確認しなければなりません。

### 特定事業に係る土地所有者等に対する命令及び罰則 (第33条・第40条)

市長は、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、特定事業に同意した土地所有者に対し、特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができます。

この命令に反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金及び氏名等の公表の対象となります。

## 本条例に係る用語の解説

#### ■土砂等

土、砂、破砕石又はこれらに類するもので、廃棄物以外のもの

#### ■埋立て等

土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積行為で、製品の製造又は加工のための原材料の堆積以外のもの

#### ■土地所有者等

土地の所有者、占有者又は管理者



お問い合わせ

生駒市役所 環境保全課 ☎74-1111(代)

